

# 労働安全衛生マネジメントシステムの実施運用

豊田文延

五洋建設株式会社（以下、当社）は、国の指針や COHSMS ガイドラインとの整合を図り、また、これまで培った安全衛生管理活動の独自性をもとに、自主的、自律的な PDCA フローの自己完結型の労働安全衛生マネジメントシステムを確立した。本報文では、以下内容として、

- ・ OHSMS の導入から、今日に至るまでの経過
- ・ 当社システムの文書化と運用に当たっての配慮と今後の課題
- ・ 導入に当たっての考慮すべき基本的な考え方とポイントの説明
- ・ リスクアセスメントの PDCA サイクルと使用帳票の図示
- ・ 改正労働安全衛生法対応の平成 18 年度版 OHSMS 教材（一般）によるシステム教育の展開

について述べる。また、まとめとして、OHSMS を確立し、実施、運用を図るうえでの要点と今後の展望について言及する。

キーワード：自己完結型のシステム、システム文書化、OHSMS 教材、システム教育、リスクアセスメント、PDCA サイクル、使用帳票

## 1. はじめに

建設業各社は、経営資源を活用しながら事業を営んでいる。企業は、経営管理の仕組みを、継続的に PDCA（Plan, Do, Check, Action）で廻しつつ、会社業績の向上に向けて努力している。その一環として、労働安全衛生マネジメントシステムがあり、五洋建設株式会社（以下、当社）は、2000 年 3 月に、このシステムの導入に着手した。このシステムの導入から今日に至るまでの経過と今後の課題を中心に報告したい。

## 2. COHSMS に基づく労働安全衛生マネジメントシステムの実施運用—五洋建設株式会社の場合—

### （1）システム導入から COHSMS 評価サービスを受けるまでの経緯

当社は、2000 年 3 月に労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS, Occupational Health and Safety Management System）の導入に着手し、2001 年 4 月から本格展開を図ってきている。

当社のシステム文書と、その運用は、当社の自己評価のみではなく、外部から公平で、客観的な視点をもつ

て評価を受けることで、一層のシステム文書の妥当性や、運用面の有効性への気付きと効用が期待される。また、全社がシステムを推進するマネジメントパワー（PDCA を廻すシステム各級管理者などの推進力）と全社員と協力会社の全員参加の推進力の結集が強まるであろうという両面を獲得するため、2003 年 12 月から、COHSMS（Construction Occupational Health and Safety Management System; コスモス）評価サービスを受けることにした。

COHSMS 評価は、本社と、当社半数の支店及びその事業場、さらに、残りの半数の支店については、各支店のシステム監査の機能状態などの評価を受けたのち、当社のシステム文書と、そのシステム運用の両面が一定レベル以上にあると評価を受け、2004 年 10 月に全社の COHSMS 評価証の交付を受けるに至ったが、現在、残り半数支店を含め、評価サービスは、全支店の完全取得をめざしている。

### （2）システム文書構成とその内容の基本スタンス

当社のシステム文書は、COHSMS ガイドラインをベースにし、既存の社内規定、管理要領及び書式・帳票類をシステム文書により結びつけ、その実施及び運用のプロセスを本社編、支店編、事業場編に分けて構成し、その内容では、それぞれの連携を明らかにした

まとめ方をしている。

これまで当社が積重ねてきた安全衛生管理活動を活かすことは、事業場の負担を抑えることにつながり、また、全社統一のシステム化により、システムによる効用と全社的に同一水準の安全衛生管理活動が展開できるものである。

COHSMS ガイドラインは、他のシステムにない、建設業に特化した現場の安全を第一に考えた現場主義のシステムであり、店社と作業所の役割とその連携を

明確にしている。

当社のシステム文書の内容の基本スタンスは、COHSMS ガイドラインのこの意図に沿い、施工ライン部署とスタッフ部署の全社員および協力会社を含めた全従業員の協調、協働（協力して働く）を結集して、体系的かつ継続的な安全衛生管理活動を推進するものになっている。

なお、図-1、図-2、図-3 は、当社のシステム文書の構成を示したものである。しかし、このたび、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の一部

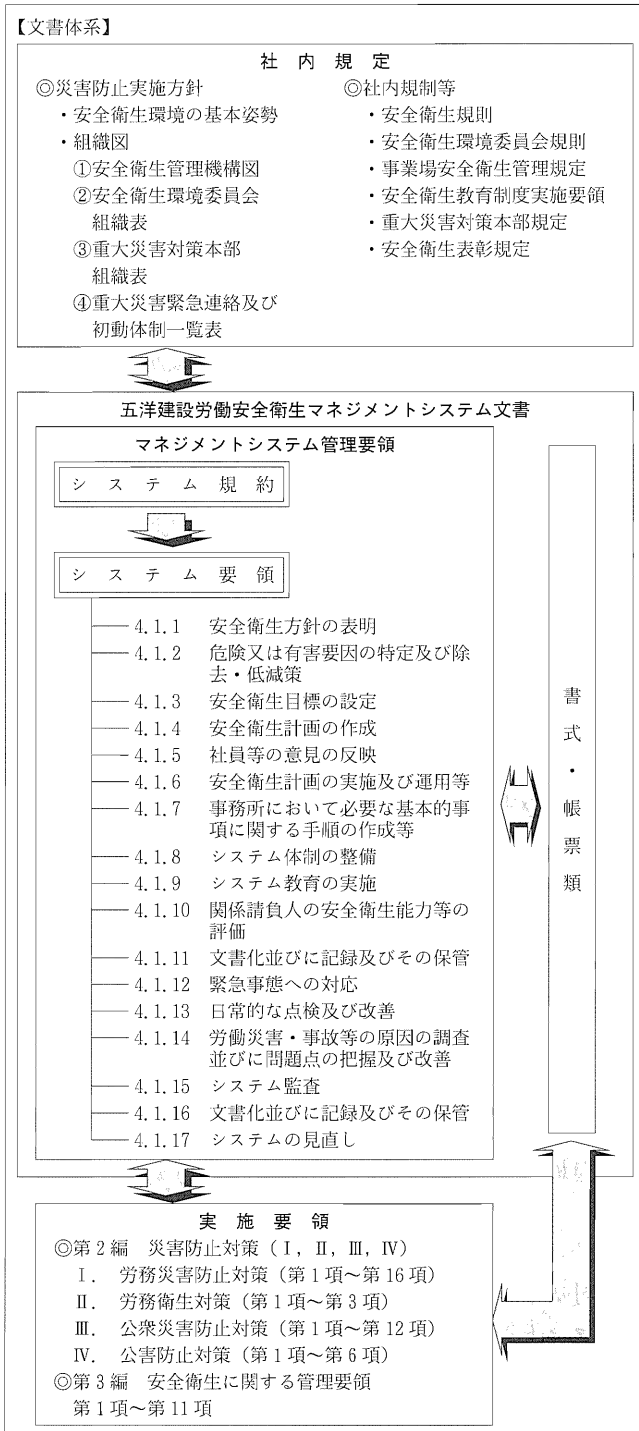


図-1 文書体系の一例

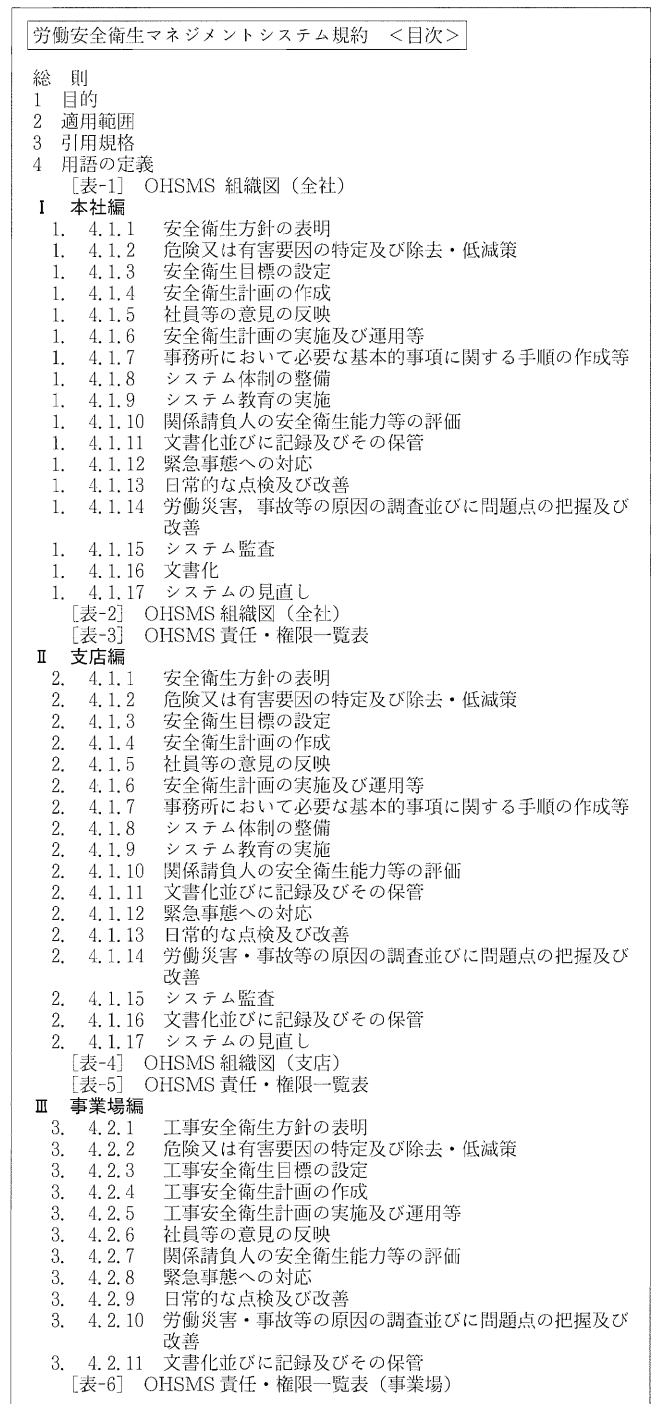


図-2 労働安全衛生マネジメントシステム一覧表

## 実施要領

## 第2編 災害防止対策

- I. 労働災害防止対策
  - I-1 墜落災害の防止
  - I-2 重機災害の防止
  - I-3 飛来落下災害の防止
  - I-4 土砂崩壊災害の防止
  - I-5 電気災害の防止
  - I-6 ずい道等災害の防止
  - I-7 圧気工法災害の防止
  - I-8 火薬災害の防止
  - I-9 火災、爆発災害の防止
  - I-10 有機溶剤等による災害の防止
  - I-11 発砲プラスチック系断熱材による災害の防止
  - I-12 運搬災害の防止
  - I-13 交通災害の防止
  - I-14 ワイヤロープの取扱いによる災害の防止
  - I-15 海上工事災害の防止
  - I-16 非定常作業時災害の防止
- II. 労働衛生対策
  - II-1 共通事項
  - II-2 職業性疾病等の対策
    - 1 じん肺の防止
    - 2 石綿粉じんの防止
    - 3 振動障害の防止
    - 4 有機溶剤中毒の防止
    - 5 酸素欠乏症の防止
    - 6 その他の障害の防止
    - 7 V.D.T. 作業管理
  - II-3 健康の保持増進等
- III. 公衆災害防止対策
  - III-1 重機災害の防止
  - III-2 道路上作業災害の防止
  - III-3 飛来落下災害の防止
  - III-4 掘削作業等災害の防止
  - III-5 出入口付近災害の防止
  - III-6 酸素欠乏症の防止
  - III-7 埋設物災害の防止
  - III-8 架空の構造物等の災害の防止
  - III-9 車両作業の留意事項
  - III-10 空港周辺作業の留意事項
  - III-11 公共交通施設の防護
  - III-12 通信施設の防護
- IV. 公害防止対策
  - IV-1 海洋汚染公害の防止
  - IV-2 水質汚濁公害の防止
  - IV-3 騒音・振動公害の防止
  - IV-4 地盤沈下公害の防止
  - IV-5 飛散公害の防止
  - IV-6 廃棄物の適正処理の強化

## 第3編 安全衛生に関する管理要領

1. 安全衛生管理計画作成要領
2. 安全衛生計画事前審査の実施要領
3. 建設工事における設置計画届の概要
4. 安全施工サイクル活動のすすめ方
5. 災害防止協議会開催要領
6. 防火管理要領
7. 共同企業体の安全管理要領
8. 安全衛生点検実施要領
9. 「巡視時における使用停止規準」運用の取扱い
  - 「1」ストップ・ザ・墜落災害（作業床の設置）
  - 「2」ストップ・ザ・重機災害（用途外使用）（S.O.C 指導要領）
    - ①建設機械運転の基本事項
    - ②基礎工事用機械運転の基本事項
    - ③移動式クレーン運転の基本事項
    - ④クレーン・移動式クレーンの組立解体
    - ⑤積載型トラッククレーン運転の基本事項
    - ⑥高所作業車運転の基本事項
    - ⑦工事用車両の駐車基本事項
  - 「2-1」ストップ・ザ・海上災害
    - ①海上クレーン作業の基本事項
    - ②係留作業の基本事項
    - ③潜水作業の基本事項
  - 「3」ストップ・ザ・飛来落下災害
10. 高年齢労働者に対する安全対策及び適正配置要領
11. 職長会開催要領

注記：詳細は、「別表—OHSMS 文書一覧表」参照のこと

改正（平成18年3月10日厚生労働省告示第113号）が平成18年4月1日から適用するのを受けて、当社のシステム文書も一部改訂の予定である。

### （3）システムの文書化とその運用に当たっての配慮事項

当社労働安全衛生マネジメントシステムは、これまでの安全衛生管理活動の独自性を活かしてはいるが、COHSMS ガイドラインに基づいており、その内容と関係において相違点はない。

また、COHSMS ガイドラインは「国の指針」に基づき建設業の固有の特性を加味して作成されたものであり、平成18年度の改正労働安全衛生法により、一部システム文書の見直しを図っている。

次に当社システムの文書化とその運用に当たっての配慮を示す。

#### ①システム化は自主的な取組みである

当社のシステム化は、COHSMS ガイドラインとの整合性を図りながら、当社のこれまで培った安全衛生管理活動の独自性を取り入れ、人間性を尊重した自己完結型のシステムとしてその確立を果たしている。

#### ②システム化は「人間尊重」の視点が重要である

COHSMS ガイドラインの基本的事項の「社員等の意見の反映」「日常的な点検及び改善」は、社員のみならず関係請負人の意見を反映し、知恵や工夫を改善に結びつけていくことを組込んでいる。事業者の安全衛生方針のもとに、特に建設業では社員と協力会社が協調・協働し、「安全と健康」の確保に取り組むやる気を引出すシステム化が、本来、日本がシステムに求めていることである。そして、その運用によって、個人と企業が安全を最優先する「安全文化」を創造し、その定着を図ることが何よりも増して重要なことである。

#### ③システム化はライン部署の積極的な関与を引出すことが最大のポイントである

当社のシステム化は、ライン部署のシステムへの係わりを実現していることに最大のポイントがあり、安全衛生管理部門はその安全衛生管理活動の支援部署としての役割を担っている。

#### ④システムの運用は安全衛生委員会等の連絡調整の場の充実が大切である

#### ⑤システム化とシステムの運用には帳票類の充実が重要である

・使用帳票については、「リスクアセスメント」の事項に後述記載する（3章）。

#### ⑥システムの運用による災害防止には、協力会社の

図-3 実施要領の一例

自主的、自律的な安全衛生管理活動の取組みが重要である

⑦その他

- ・良例の水平展開を図る。
- ・継続的なシステム教育が、当面、何よりも重要である。

(4) 今後の課題

このたび、平成18年3月10日に、厚生労働省より、危険性又は有害性等の調査等に関する指針が公表された。即ち、建設企業において、リスクアセスメントの実施による自主的な安全衛生活動の促進を図るために、指針に基づく措置の実施を促進し、労働災害の防止の徹底を図っていくことが求められている。

当社は、労働安全衛生マネジメントシステムがもつ「経営管理」と「人間性の尊重」という、本来の意義の周知を図り続ける取組みを進めるとともに、次の安全衛生管理上の課題に取り組むことにしている。

- ①リスクアセスメントが本質安全化に結びつくための再検証と危険性、有害性等の調査の精度の向上
- ②施工担当者による本質安全化への意識の向上と、安全と健康確保につながる改善策の実行
- ③システム全体の相関関係に基づく内部監査のあり方と安全衛生評価システムの確立
- ④安全衛生・品質環境パトロール、安全衛生教育等の手法のあり方及び施工にかかわる各種システムとの整合性の検証
- ⑤小規模工事、1人現場、短期工事などにおける施工検討会の充実とシステムの運用
- ⑥協力会社も含めた安全衛生目標の設定と、その実現のための安全衛生計画の推進に向けた、OHSMS教育の実施

(5) 労働安全衛生マネジメントシステム

企業が労働安全衛生マネジメントシステムの導入に当たって、考慮すべき基本的な考え方とポイントを以下に2点述べる。

第1に、「仕組み」をシステム化するには、プラス思考でのぞむべきであるということである。即ち、今までと同じやり方ならば進歩はない。

- ①仕組みを文書化するには、多少のパワーがいる。フロー図を作ると良い。

②リスクアセスメントは、エンドレスである。時として、災害特性要因は変化する。

③「仕組み」そのものは、システム化することにより、メリットが見えてくる。今までとやること自体に大差はない。店社と作業所の安全衛生管理がより一体化する。

第2に、建設業の労働安全衛生マネジメントシステムは、各社各様であるということである。自主的に、又、自律的かつ自由である。企業の創造力や知識、知恵、ノウハウは多岐多様である。一方、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)は、建設業労働災害防止協会(建災防)のガイドラインである。

通称「コスモス」は「コスモス評価サービス」等、知名度があり、建災防事業のひとつとして見れば、各社が利用できる制度であると思う。

3. リスクアセスメント(RA)のPDCAサイクル

当社の使用帳票とリスクアセスメントのフロー図

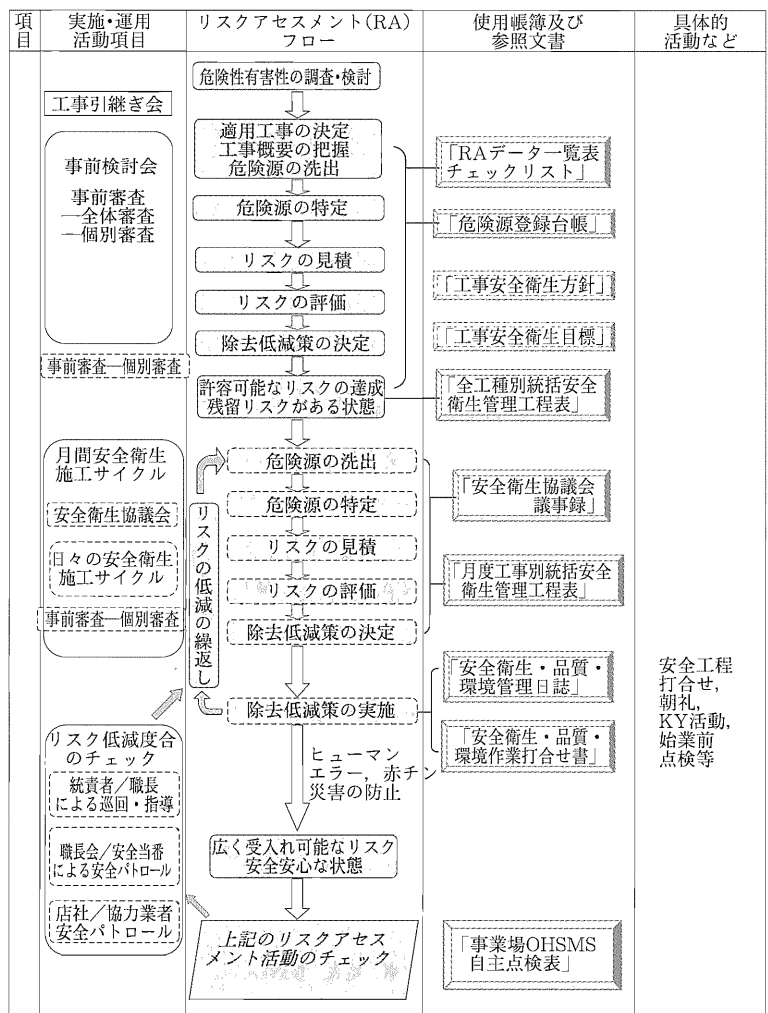


図-4 帳票の使用とリスクアセスメント【元請】

表一1 労働安全衛生マネジメントシステムの構築概要

[目的] 事業者の自主的な活動である  
 ・労働災害の防止  
 ・労働者の健康の増進  
 ・快適な職場環境の促進を図り  
 ↓  
 安全衛生水準を向上させること  
 [定義] 労働安全衛生マネジメントシステムとは  
 事業者が表明する安全衛生方針に基づき、「計画→実施→評価→改善」という一連の過程を定めて、組織的、継続的に実施する安全衛生にかかわる経営管理の仕組み  
 I. システム文書について  
 1. 基本事項  
 1-1 適用（店社と作業所で実施）  
 ・請負契約を締結している事業場とその仕事を行う事業場を一つの単位として実施する  
 1-2 体制の整備  
 ・システム上の措置を行う各管理者の役割・責任・権限を定める  
 ・定めた各管理者の役割・責任・権限を関係者に周知する  
 ・各管理者を指名する  
 1-3 労働者の意見の反映  
 ・安全衛生目標の表明、安全衛生計画の作成・実施・改善について、安全衛生委員会等の活用する手順を定めて、労働者の意見を反映する。

2. 安全衛生方針を表明する（表一I(1)）  
 安全衛生方針には、次の事項を含む。  
 ・労働災害を防止する  
 ・労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施する  
 ・労働安全衛生法令、事業場安全衛生規程等を遵守する  
 ・労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施する  
 ・安全衛生方針を労働者に周知する。

表一I(1)

【安全衛生方針（例）】

当社は、働く人の健康と安全を守るという人間尊重の理念に則り、「労働安全衛生マネジメントシステム」による自主的な安全衛生活動を、労働者の協力の下に行う。

- 1 法令、当社規程等を守る。
- 2 危険性及び有害性に対し、適切な防止対策を行い、労働災害を防止する。
- 3 健康で快適な職場づくりを進める。
- 4 安全衛生教育を継続して進める。
- 5 職場での十分なコミュニケーション（円滑な対話）に努める。

〇〇〇〇株式会社  
 社長 〇〇 〇〇

3. 安全衛生目標の設定  
 ・安全衛生方針に基づく  
 ・期間と達成すべき到達点の明示  
 ・リスクアセスメントや過去目標の達成状況を参考にする

4. 安全衛生計画の作成・実施・評価・改善を行う  
 4-0 基本的な考え方  
 ・体系的、継続的に安全衛生管理の仕組みを生産管理と一体となって運用していく

4-1 安全衛生計画の作成（安全衛生目標を達成するため）  
 ・安全衛生計画には、次の事項を含む。  
 ・リスクアセスメントの実施  
 ・日常的な安全衛生活動の実施  
 ・安全衛生教育（システム教育を含む）  
 ・関係請負人に関する事項  
 ・計画期間と見直しについて

4-2 安全衛生計画の実施  
 ・手順を定めて実施する  
 ・必要事項を労働者、関係請負人に周知する

4-3 安全衛生計画の評価・改善  
 ・手順を定めて、計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する

4-4 次回の安全衛生計画の作成  
 ・安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善内容と、労働災害発生時の原因調査等の結果を反映する  
 例えば、「安全衛生計画の作成から周知」の手順は、5W1Hの考え方を活用して（表一I(2)）のようにまとめることができる。

5. 緊急事態への対応  
 ・あらかじめ、災害発生の危険な状態の可能性を評価する  
 ・緊急事態が発生した場合の防止措置を定めて対応を行う

6. 労働災害発生時の原因調査  
 ・手順を定めて  
 ・原因の調査・問題点の把握・改善を実施する

表一I(2)

だれが、いつまでに なにを	安全部長は、施工担当部長と連携し、2月末までに 次年度の安全衛生計画（案）
どのようなことを 考慮して作成	・安全衛生目標の内容 ・リスクアセスメントの結果 ・労働災害の発生状況 ・前回の計画の実施状況 などを考慮して作成する。
どこの場で審議	次年度の安全衛生計画（案）は、安全衛生委員会で 審議し、決定する。
だれが、いつまでに 承認	社長は、3月末までに、安全衛生委員会で審議し、 決定した次年度の安全衛生計画を検討し、妥当な場 合、承認する。
だれが、いつ	安全部長は、施工担当部長と連携し、4月初めに
どのような方法で周 知	安全集会の場と、社内回覧・掲示により、「〇〇年 度安全衛生計画」を周知する。

7. システムを監査する  
 ・監査計画と実施の手順を定める  
 ・実施して必要があれば、仕組みの実施運用について改善を行う

8. 記録を保管する  
 ・安全衛生計画の実施状況  
 ・システム監査の結果  
 ・システムの実施に必要な事項等の記録

9. 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し  
 ・システム監査の結果を踏まえる  
 ・安全衛生方針、その他定められた手順を見直す  
 ・システムの妥当性、有効性を確保するため、全般的な見直しを行う

II. リスクアセスメント（災害、事故の起こる重篤性（重大性）・可能性の  
 評価）（表一II(1)）

1. 危険性・有害性の調査と実施する措置（対策）の決定  
 1-1 「危険性又は有害性等の調査等（表一II(2)）に関する指針」に従って、  
 危険性・有害性の調査の手順を定めて、調査する。  
 1-2 法及び命令（表一II(3)）、事業場安全衛生規程（表一II(4)）等の実  
 施すべき事項と、1-1の調査結果により、労働者への危険や健康障害  
 を防止するための措置（防止対策）を決定する手順を定めて、実施す  
 る措置（防止対策）を決定する。

表一II(1)

リスクアセスメントのメリット  
 ・リスクへの認識を共有化・共通認識化できる。  
 ・リスクに対する優先度（順位）が付けられる。  
 ・経営資源の有効な活用ができる。  
 ・リスクレベルに応じた除去策・低減策に対し、説明責任を果たすこと  
 ができる。  
 ・リスクに対し、実施すること、守ることが明確になる。  
 ・安全衛生の確保のノウハウの蓄積・継承に役立つ。

表一II(2)

「危険性又は有害性等の調査等」の意味  
 ・危険性又は有害性等 → リスク  
 ・調査 → アセスメント  
 ・等 → リスク低減措置とその実施\*

\*リスク低減措置は、法令等に定められた措置があれば必ず実施する

表一II(3)

「法令、命令」には、次のものが考えられる。  
 ・労働安全衛生法及び同施行令、関係規則、指針、通達等  
 ・労働基準法、労働者派遣法等  
 ・労働者の雇用に関係する法律等  
 ・その他の関係法令

表一II(4)

「事業場安全衛生規程」には、次のものが考えられる。  
 ・安全衛生に関する各種の社内規程（安全衛生管理規程等）  
 ・従業員就業規則  
 ・安全衛生委員会規程  
 ・災害防止協議会会則  
 ・その他緊急事態対応要綱等

(元請編)は図—4の通りである。

#### 4. 平成18年度OHSMS教材(一般)案

改正労働安全衛生法に対する平成18年度版OHSMS教材(一般)により表—1のようにシステム教育を展開していくので参考に供したい。

#### 5. ま と め

企業は、今後とも、法令が定める枠組みを遵守する必要がある。さらに、自主的かつ自律的に、体系的かつ継続的な安全衛生管理活動を推進する労働安全衛生マネジメントシステムの確立が求められ、このシステムによって、安全衛生管理活動を後戻りさせることなく、それをレベルアップさせることが、労働災害防止へと結びつく。また、労働安全衛生マネジメントシステムの確立とその実施および運用は、CSR(Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任:経済,環境,社会,(人間)の側面がある)における社会,(人間)的側面から、安全・安心な企業として発展し、企業の社会的信頼と評価を高め、企業に大きなメリットをもたらすことになる。

一方、企業の社会的責任(CSR)を遂行するうえで、CSRマニュアルがシステム化されてくる時代になってきている。企業における、IT化への取組みの流れは、予想をはるかに超えて、21世紀は急速に変貌するものと思われる。

労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、実施・運用を図るうえでの大切な要点について、5点ほど述べる。

- ①企業が確立する労働安全衛生マネジメントシステムは、国際的、国内的に位置づけが明確で、合意形成がなされた建災防のCOHSMSガイドラインに準拠していると、仕組みを見直すのが容易である。
- ②システムの確立では、経営トップが、労働安全衛生の確保について積極的にコミットし、率先して安全衛生管理活動を推進する姿勢を示すことが重要であ

る。

- ③経営改善一辺倒のシステム化ではなく、労働者の意見を反映するという、人間性を尊重したシステムにすることが必要である。
- ④システム化とその運用は、企業のライン部署の積極的な関与とスタッフ部署の連携が必要であり、かつ、協力会社の自主的かつ自律的な安全衛生管理活動への取組みによる協調、協働が必要である。
- ⑤システムの実施および運用の評価においては、企業内で自主的にシステム評価(監査)を行い、システムの進化と運用における改善の迅速性と適切性を確保することが必要である。  
おわりにあたって、労働安全衛生マネジメントシステムの今後の展望について言及してみたい。
- ① 労働安全衛生マネジメントシステムは、多種多様化しつつ、進歩していく可能性を持つものでなければならない。
- ② 経営管理システムや生産システムとの関係で、より進化・発展した形でのシステムの整理統合や総合化の動きが加速する方向にある。
- ③ 企業は、自主監査の充実や外部の企業評価を受ける中で、RA(リスクアセスメント)の着実な実施により、精度の高い安全施工をめざしていく。
- ④ 労働安全衛生マネジメントシステムの構築や実施運用については、企業規模や店社と作業所の実態を反映した、より高いレベルのシステムに向けて、試行錯誤が続き、改善への道を歩む。
- ⑤ 平成18年度は、特に、改正労働安全衛生法の動きに呼応して、建設業界も労働安全衛生マネジメントシステムに対する、前向きな動きが強まると予測する。

JICMA

#### [筆者紹介]

豊田 文延(とよた ふみのぶ)  
五洋建設株式会社  
執行役員  
安全品質環境本部長

